

京都府立園部高等学校【部活動に係わる活動方針】について

京都府立園部高等学校
校長 伊藤 雅史

京都府教育委員会が平成 31 年 4 月に策定した「京都府部活動指導指針（改訂版）」を踏まえ、本校の【部活動に係わる活動方針】を策定する。

1 部活動の意義について

中学校や高等学校における部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と位置づけられ、また、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる」とともに「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする」とも示されている。

学校教育活動の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

2 本校の部活動の在り方について

本校においては、部活動の意義を踏まえながら、一人一人の生徒が、学校に軸足を置いた生活を送れるよう、今後も積極的な部活動への加入、参加を生徒に求める。

部活動を通じて、一人一人の生徒が学級や学年の枠を超えた仲間や教職員（顧問）等と密接に触れあいながら、それぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感、連帯感などを醸成し、社会に貢献できる人間力を育むとともに、本校の部活動が、生徒の学校生活をより充実させ、地域のスポーツや文化の振興に寄与することを期待する。

3 活動時間・休養日の設定について

原則、「京都府部活動指導指針」の設定を運用するが、本校の校内施設状況、地域や学校の実態を踏まえ、次の通りに設定する。

(1) 活動時間

ア 原則、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は3時間程度（朝練習を含む。）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とすること。

なお、「グラウンド・体育館等の施設割当」や「公式大会に向けた練習試合、リハーサル」等の状況によっては、必要に応じて、土・日曜日及び祝日の午前・午後帯の連続した活動を認める。

イ 長期休業中の活動については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずるが、教職員・生徒ともに十分な休養を取れるよう、ある程度長期のまとまった休養日を設けること。

※平日の活動時間 15:45～18:00

※部活動特別実施許可願を提出し、校長が活動を認めた場合は、18:00~18:30(19時完全下校)や7:30~8:30の活動が可能となる。

※考査1週間前から、考査終了までの部活動は禁止とする。ただし、部活動特別実施許可願(考査期間)を提出した場合は、校長が活動を認めることがある。

(2) 休養日

ア 休養日は、週当たり1日以上設定すること。

イ 月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定するよう努力する。

4 活動計画(年間・月間)等について

部活動は、「生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活をバランスよく行えること」と併せて、「教職員がゆとりあるライフワークバランスを維持すること」ができるよう、指導に当たる教職員(顧問)は、年間を通した適切な活動計画を作成する。

(1) 活動計画

ア 1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選する。

イ 活動計画の作成にあたっては、指導に当たる教職員(顧問)は主体となる生徒との意見交換、協議を行うこと。その上で、活動方針や目的、目標を明確にし、長・中・短期目標を立案、練習や試合、発表会、イベント等を含めた、年間・月間の活動計画を作成する。

ウ 活動計画の内容や変更については、できる限り、該当生徒や保護者に対して書面等で事前に示すこと。

5 指導の在り方

(1) 適切な指導

ア 医・科学的理論やトレーニング方法等を積極的に習得させるとともに、指導での活用を図る。

イ 生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防し、心理面の疲労回復のために、適切な練習時間や休養日を設定する等、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行う。

ウ 生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動に参加できる環境を整える。

(2) 体罰・ハラスメント行為の防止

ア 体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許さない。

体罰・ハラスメント行為を防止するため、教職員(顧問)には、様々な機会を通じて、生徒との関係が支配、被支配の関係になる危険性があることを認識させ、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係の構築に努めさせる。

イ 指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりする)な発言等がないよう、言葉かけに関しても指導を徹底する。

(3) スクール・セクハラ防止

- ア 教職員（顧問）には、部活動のみならず、指導者と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があることを様々な機会を通じて認識させる。
- イ SNS等による個別連絡及び個別指導や面談等が密室下で行われるようなことがないよう、未然防止に努める。

6 安全管理と事故防止について

(1) 安全管理

- ア 教職員及び生徒への救急処置研修を通じて、怪我・事故等が起こった場合の緊急時の初動対応の徹底を図るとともに、危機管理マニュアルに基づき、医療機関・関係者等への連絡体制やAED使用等について点検、確認を行う。
- イ 校内施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底する。
- ウ 他の部活動と活動場所を共有する場合は、顧問間の連携等により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じる。

(2) 事故防止

- ア 各生徒の発達の段階や体力に係わる疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない活動となるよう留意するとともに、熱中症事故防止に万全の対策を講ずる。
- イ 気候や気象の変化に応じた対応を事前に想定させることにより、落雷や突風、ゲリラ豪雨などの急激な気象変化への対応を講じる。

令和元年5月31日策定